

平成29年度

海老名市消防運営審議会

日 時 平成29年12月20日(水)
午後2時から
場 所 海老名市消防本部会議室

海老名市消防本部

平成 29 年度 海老名市消防運営審議会次第

期 日：平成 29 年 12 月 20 日（水）

時 間：午後 2 時から

場 所：消防本部会議室

1 開 会

2 消防長あいさつ

3 自己紹介

4 役員選出

5 会長あいさつ

6 平成 29 年度主要事業計画及び進捗状況について

(1) 消防総務課

ア 消防本部の組織変更について（P1「消防本部組織図」参照）

イ 消防本部庁舎の劣化度調査を実施について（P2）

ウ （仮称）消防署西分署の整備計画について（P3）

エ 学生消防団認証制度導入について（P4）

オ 消防ポンプ自動車（第8分団）更新について（P5）

(2) 警防課

ア 「応急手当の普及啓発」と「自動体外式除細動器（AED）の有効活用」
の取り組みについて（P6～8）

イ 車両更新について（P9～P11）

(3) 予防課

ア 予防課主要事業について（P12）

イ 海老名市火災予防条例等の一部改正について（P13）

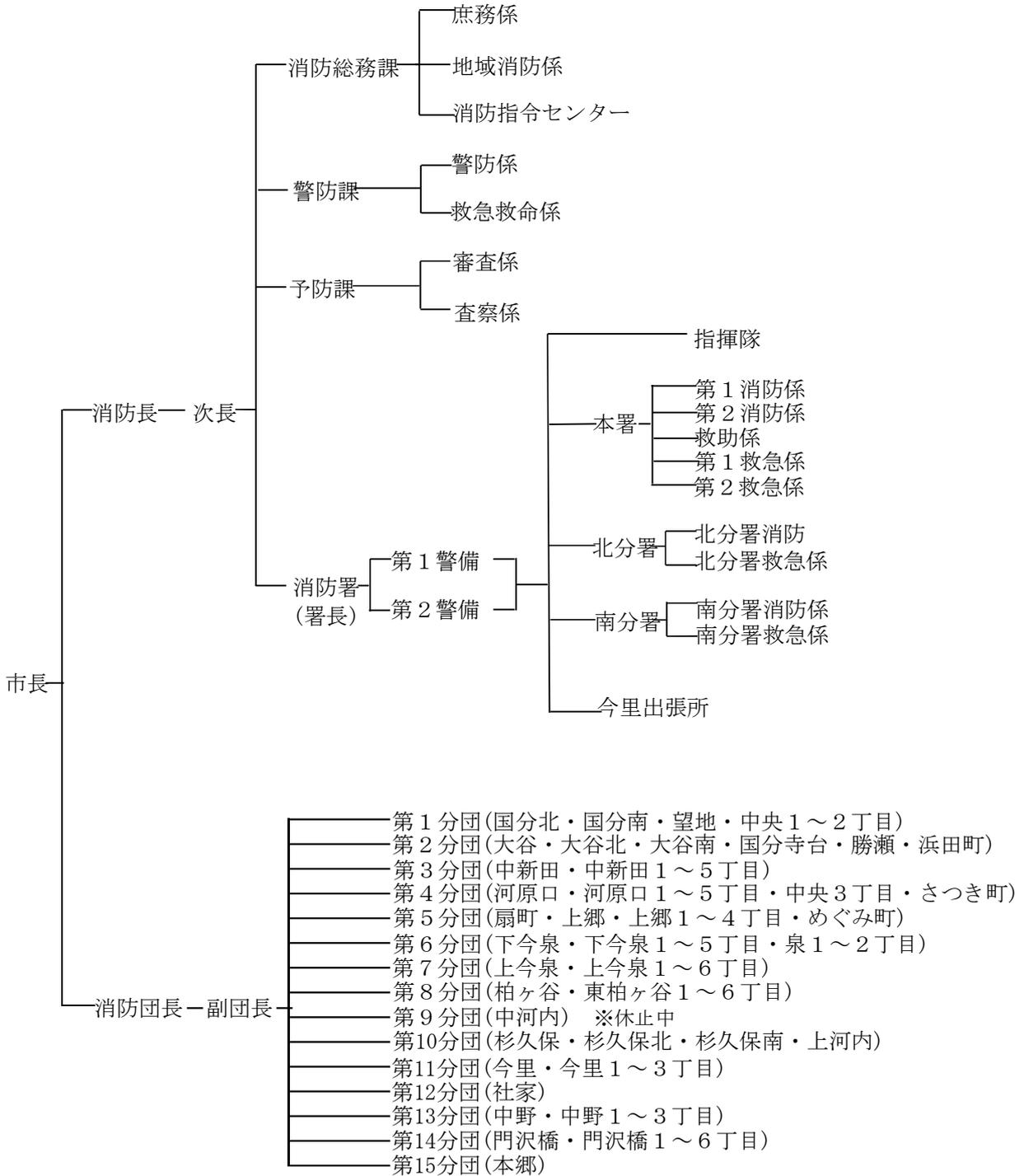
(4) 消防署警備課

ア 災害出動件数について（P14）

(5) その他

7 閉 会

【消防本部組織図】



1 消防本部庁舎の劣化度調査を実施

災害時の主要拠点となる消防本部庁舎は1988年に建設し、28年が経過しています。海老名市公共施設再編（適正化）計画では、建築物の耐用年数を65年と設定しており、消防本部庁舎の大規模改修の目安を2018年、更新目安を2053年としています。昨年度、市役所庁舎の壁面タイルが劣化により落下し、大規模な改修工事を実施したことから、消防本部庁舎においては今年度、建物の劣化度調査を実施し、大規模地震等の発生時、庁舎機能が保たれるのか実態の把握を行いました。

建物概要 鉄筋コンクリート造 地上2階

延面積 2,364 m²

調査項目 構造部材・非構造部材・外観劣化

調査期間 平成29年6月～平成29年10月

事業費 1,814,400円

調査結果概要

主要構造部のコンクリート強度及び配筋測定は、車庫については排気ガスの影響で中性化が進行しているものの、各場所の強度は設計基準を上回っていました。

非構造部材は、車庫のシャッター、アンテナ、照明、放送機器等を確認し、照明器具の一部に腐食が進んでいるものの、その他は運用上の問題はありませんでした。

外観は壁面タイル、ガラスブロックの劣化が特に進んでおり、壁面タイルの割れ、落下も認められました。また漏水の確認がされたため、改修が必要とされました。

今後のスケジュール

劣化度調査に基づいて、今年度中に改修工事の実施に伴う設計業務を実施します。

また、平成30年度には消防庁舎改修工事を予定しています。



コンクリート強度試験（コア抜き）



外壁タイルの劣化状況

2 (仮称) 消防署西分署の整備計画について

【背景】

以前、海老名市西部地区（河原口・上郷・下今泉）への消防・救急事案については、小田急線やJR線の踏切などの影響により、到着時間が遅れることがありました。

このため、西分署の整備構想がありましたが、小田急線の高架化や海老名駅西口地区の開発計画があったこと、さらには圏央道の建設（海老名IC）による高速道路上への消防・救急出場を本市が担うことが予想されたことから、これらの社会状況の変化を見極めながら西分署計画を行うこととしていました。

【現状】

海老名駅西口地区や駅間開発による商業施設の増加、圏央道・東名高速道路への対応、高齢化等により救急出場件数が年々増加傾向にあり、今後も増加することが予想されます。また、上郷、下今泉地区への現場到着時間の短縮を図り、この地域の消防力を高め、均一な市民サービスを図る目的から西分署の整備計画を進めることとしました。

【計画】

候補地：海老名市上今泉 2044-1 番外 市立今泉小学校東側

規模：土地約 1,800 m²

建物（計画）鉄筋コンクリート造 2 階建て延べ面積約 1,000 m²

配置車両：消防ポンプ 1 台・救急車 1 台

スケジュール

平成 30 年 設計

平成 31・32 年 工事

平成 32 年 開署予定



3 学生消防団認証制度導入について

市消防本部では、学生の消防団入団を促進するため、平成 29 年 7 月 1 日から「海老名市学生消防団活動認証制度」を開始しました。

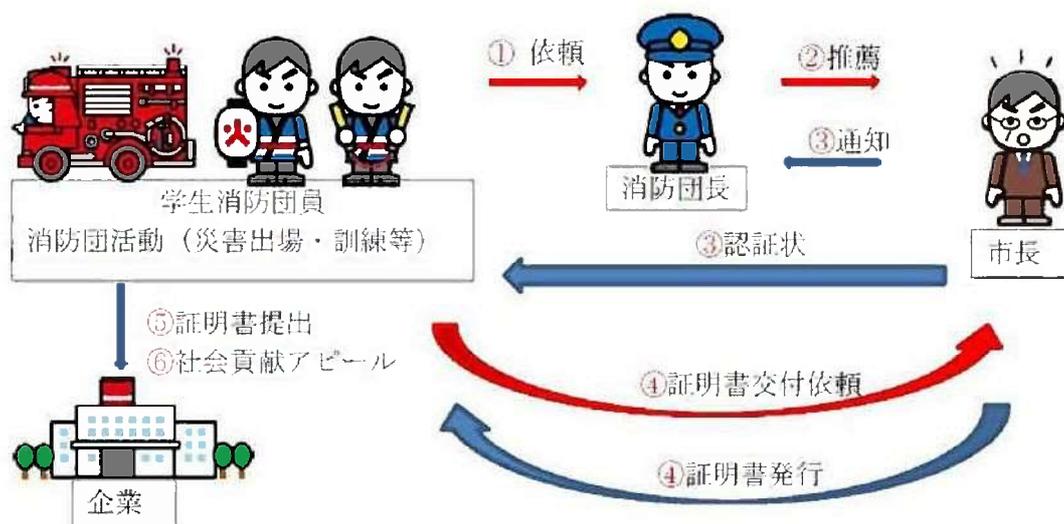
この制度は、海老名市消防団員として活動を行ってきた学生の功績を海老名市が認証し、就職活動などにおいて、市が交付する「学生消防団活動認証証明書」を企業などへ提出し、消防団員として社会貢献してきた実績を評価してもらえるようアピールすることができる制度です。

今年度は、2名の学生消防団員から申請を受け、交付をしました。

企業側のメリット

- ・ 消防団員として防災や救命処置に関する知識や技術を習熟した、優れた人材の確保及び事業所としての災害対応能力向上に繋がります。
- ・ 地域に貢献するために自ら積極的に行動する社会性、高いボランティア精神を持っているとともに、幅広い年齢層との交流や指揮命令系統の確立した組織で活動してきた経験により、組織への適応能力が高い人材が確保できます。

制度の流れ



対象者

海老名市の消防団に所属した学生等で1年以上継続的に消防団活動を行ったもの

4 消防ポンプ自動車(第8分団)更新について

消防団が使用する消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、更新整備を行い、市の消防力強化を図るもので、今年度は第8分団（柏ヶ谷・東柏ヶ谷地区）車両を更新し、下記のとおり消防ポンプ自動車配属式を実施します。

消防ポンプ自動車配属式

【日 時】平成29年12月24日(日) 午前10時00分から

【場 所】海老名市消防本部・消防署車庫

【配属先分団】 第8分団（柏ヶ谷・東柏ヶ谷地区）

今回配属した消防ポンプ自動車は、災害時に消防団員がより効率的・効果的に活動できるよう装備などを見直し、消防団員の負担軽減を行い、より迅速な消火活動が行えるような装備が配備されています。

<特徴>

- ・ホースカーの積載方法をレール式からフック式に変更しました。
- ・ホースカー積載方法変更に伴い、ホースカー奥収納庫の増加及び後方上部収納庫から容易に資機材を取り出すことが可能になりました。
- ・ホースカー積載方法変更に伴い、ホースカーを降ろさず、各消防資機材を容易に取り出すことが可能になりました。
- ・シャッターをバーハンドルに変更し、操作性が良くなりました。



「応急手当の普及啓発」と「自動体外式除細動器（AED）の有効活用」の取り組みについて

1 「応急手当の普及啓発」の取り組みについて

毎年全国で多くの方が心臓突然死で亡くなっており、心臓や呼吸が停止した際、市民による応急手当が実施されることが重要であることから、これまでも多くの市民の方々に救命講習を受講していただいています。

消防本部では、平成 17 年度から現行の普通救命講習会をスタートさせ、現在では 1 回の定員を 25 名、年間 33 回（平成 29 年度）の講習を定期的を開催しており、消防本部のホームページや広報えびなで募集を呼びかけるほか、事業所等からの依頼により各種救命講習等を積極的に開催してきました。

5 年間の実施状況

平成 29 年 12 月 1 日現在

	修了証	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
I 3 時間		473 人	657 人	892 人	602 人	467 人
II 4 時間		420 人	409 人	493 人	512 人	254 人
III 3 時間		16 人	15 人	89 人	109 人	81 人
親子 3 時間				(親 2人) 3 人	(親 42人) 42 人	(親 48人) 47 人
計（普通救命講習）		939 人	1,111 人	1,477 人	1,265 人	852 人
上級救命 8 時間		51 人	54 人	79 人	103 人	81 人
その他		2,589 人	3,232 人	3,449 人	2,439 人	3,505 人
合 計		3,579 人	4,397 人	5,005 人	3,807 人	4,438 人

児童数

※平成 29 年度は 12 月 1 日現在の数値

※その他：3 時間未満、自主防災訓練等

※親子普通救命講習：海老名市内の小学校 4 年生から 6 年生までの世帯に講習案内をすることにより、保護者と児童で救命講習を受講していただき、家族の絆を深め、救命手当の基礎知識と命の大切さを学ぶとともに、応急手当の基礎を根付かせる事を目的に実施しています。

また、新たな取り組みとして、今年度から市内事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習等の「指導員」を育成することを目的とした講習会を開催しました。

【応急手当普及員認定証】



※講習時間は講義と実技を合わせて24時間となっており、全カリキュラム終了後、学科試験と実技効果確認表による合否が求められます。

2 「自動体外式除細動器（AED）の有効活用」の取り組みについて

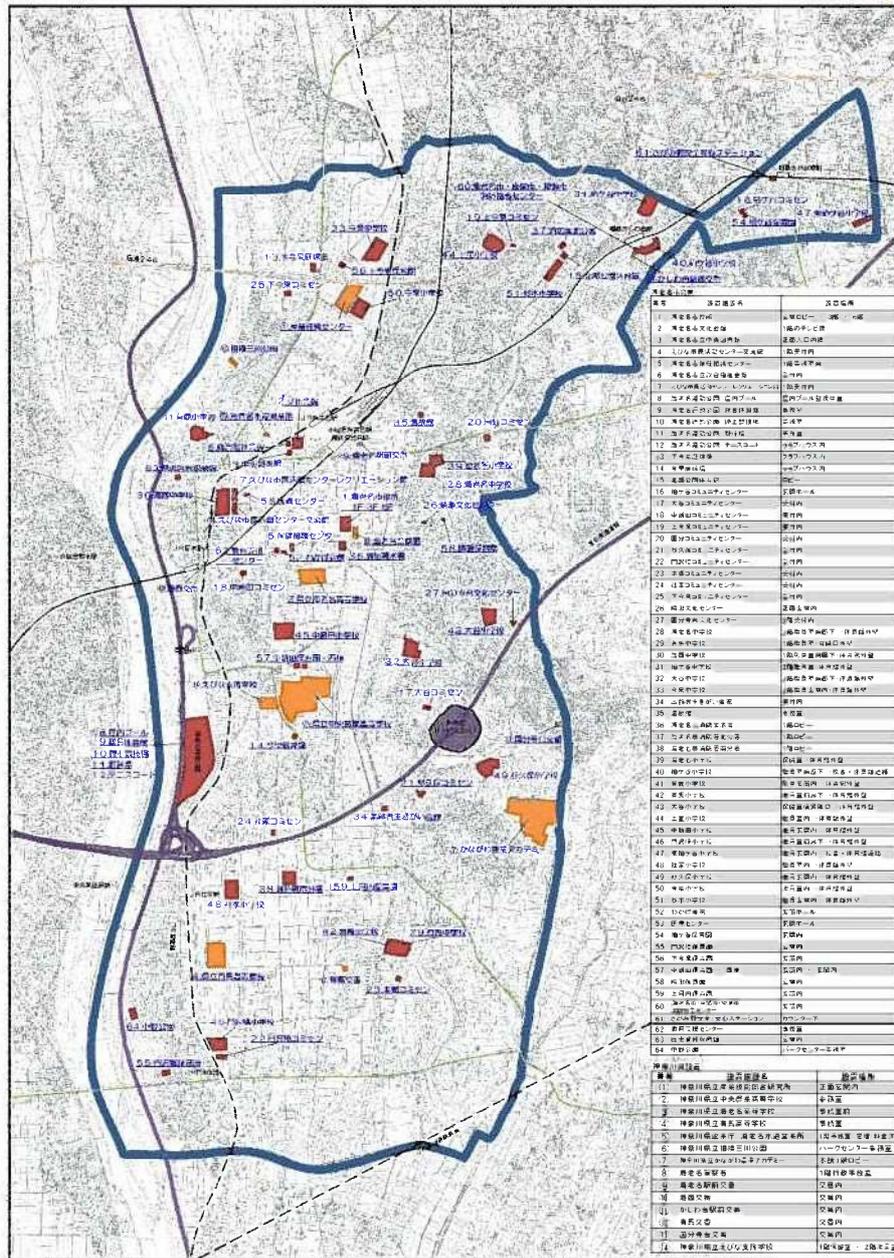
自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）については、平成16年7月に、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、本市においても平成17年度より市役所、文化会館、図書館等の公共施設に順次設置を行いました。

今年度は新たに、市内の小・中学校の体育館や校舎周辺の屋外に増設するなど、現在では64箇所にて86台を設置しています。また、市内を巡回する公用車12台に積載するなど、AEDの有効活用に向けた取り組みを継続的に行っています。



【参考】AED 設置マップ

海老名市公共施設AED設置マップ



【課題】

- 2年から3年間隔での継続的（再講習）な受講体制の整備
- 応急手当普及員を活用した体制の整備
- AED設置場所の周知
- 若年層受講者の増加に向けた取り組み

車両更新について

車両ごとの更新年

※更新は、車両の状況も考慮しています。

	車両種別	更新年
消防署	高規格救急車	7年
	消防ポンプ自動車・指揮車	14年
	特殊車両（梯子車・化学消防車・救助工作車・タンク車等）	16年～20年
本部	広報車・予防査察車・資機材運搬車等	14年
消防団	消防団車両	20年

平成28年度・平成29年度の更新車両及び新規購入車両

	平成28年度				平成29年度	
車両名及び購入金額	指令車 (更新)	広報車 (更新)	南分署救急車 (更新)	ローリー (灯油) (更新)	救助工作車 (更新)	ボート トレーラー (更新)
	3,996千円	3,888千円	35,370千円	2,074千円	116,424千円	462千円 (購入予定価格)
					第8分団（柏ヶ谷・東柏ヶ谷地区）ポンプ車(更新)	
					19,837千円	

購入車両

【平成 28 年度】

指令車



広報車



南分署救急車（高規格救急車：緊急消防援助隊登録車両）



ローリー (灯油)



【平成29年度】

救助工作車

(現・車両)

(更新車両・検査時)



消防団第8分団ポンプ車 (柏ヶ谷・東柏ヶ谷地区、現・車両)



※平成29年度購入の第8分団ポンプ車は12月、救助工作車は1月、ボートトレーラーは3月納入予定です。

・予防課主要事業について

事業名	平成 29 年度の主な事業	活動状況
女性防火推進員育成 事業 59名	第6期女性防火推進員 全体会議	平成 28 年度事業報告 平成 29 年度事業計画 48名
	普通救命講習 I	心肺蘇生法及び AED 取扱方法 44名
	研修視察	東京臨海広域防災公園 31名
	防火・防災座談会	避難所運営訓練 (消防防災科学センターから講師 を招き訓練実施) 44名
	えびな安全 ・安心フェスティバル	住宅用警報器パンフレット配布及 び防火防災啓発品配布 3名
	自主防災訓練 避難所開設訓練	各自治会の自主防災訓練 19名 避難所開設時の炊き出し 15名
	秋季火災予防運動	主要 4 駅での火災予防啓発活動 44名
	消防出初式	入場行進・住警器の啓発等 名
	春季火災予防運動	主要 4 駅での火災予防啓発活動
火災予防活動事業	屋内消火栓指導会	市内屋内消火栓設備保有施設 59名
	防火ポスター展	市内小・中学生から応募 小学生 690・中学生 31 721点
少年消防クラブ活動 事業 (活動は月 1 回) クラブ員 39名 指導員 5名	クラブ入会式	市長よりクラブ員証・手帳交付 41名
	海老名市消防操法大会	エキシビジョン (軽可搬ポンプ操 法・横断幕) 33名
	課外活動 (宿泊体験)	1泊2日 消防本部庁舎に宿泊 各種訓練・夕食作り 40名
	秋季火災予防運動	海老名駅で火災予防啓発 20名
	消防出初式	消防団との合同演技 名

海老名市火災予防条例等の一部改正について

1 改正の背景

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災など、近年、不特定多数の方が利用し、かつ、重大な消防法令違反がある防火対象物において、多くの死傷者を伴う火災が発生しています。

このような建築物等からひとたび火災が発生すれば、人命に危険が及ぶおそれがあるため、「違反対象物に係る公表制度」を実施する旨が消防庁から通知されました。

※ 防火対象物とは

消防法で、山林・船・車両・建築物等、火災予防の対象となるものをいう。

2 改正の目的

重大な消防法令違反のある防火対象物の違反内容を公表することにより、利用しようとする方々に、火災の危険性を認識していただくとともに、防火対象物の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）による違反是正を促進し、防火安全条例の確立を図ることを目的に、海老名市火災予防条例等の一部改正を行います。

3 改正の内容（条例関係）

- (1) 消防長は防火対象物の消防用設備等の状況が法令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができること。
- (2) 公表をしようとするときは、関係者にその旨を通知すること。
- (3) 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定めること。

詳細は
規則で
定めます

4 施行予定日 平成30年4月1日

公表制度の内容

- 1 公表の対象となる防火対象物
不特定多数の方が利用し、かつ、重大な消防法令違反がある防火対象物
(消防法施行令別表第1から抜粋)
- 2 重大な消防法令違反の内容
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められたもの

項 別	用 途	市内 件数	項 別	用 途	市内 件数
1 項	劇場、映画館、演芸場等	5	イ	病院、診療所、助産所	41
	公会堂、集会場	31			
2 項	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	0	ロ	老人ホーム、障害者支援施設等入所施設	37
	遊技場、ダンスホール	8			
3 項	風俗営業等施設	0	ハ	デイサービス等通所施設、保育園等	46
	カラオケボックス等	0			
4 項	待合、料理店等	0	ニ	幼稚園、特別支援学校	13
	飲食店	60			
5 項	百貨店、マーケット、物品販売店業を営む店舗等	141	イ	蒸気浴場（サウナ、岩盤浴）	2
	旅館、ホテル、宿泊所等	5			
6 項	旅館、ホテル、宿泊所等	5	イ	上記特定用途にある複合施設	341
7 項	地下街	0	イ	準地下街	0

- 3 公表の時期
立入検査の結果を通知した日から14日が経過した日
- 4 公表の方法
海老名市ホームページへの掲載並びに消防本部及び消防署（分署）での閲覧
- 5 公表する事項
重大な消防法令違反のある防火対象物の名称及び所在地、違反の内容、その他消防長が必要と認める事項

災害出動件数について

災害件数 (29年)

(単位：件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	前年比
火災	5	3	5	4	2	1	4	4	2	1	31	+9
救助	12	2	4	3	3	6	7	5	5	4	51	+7
救急	606	518	540	538	581	543	621	621	505	579	5,652	-124

東名高速道路・圏央道出動件数 (29年)

(単位：件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	前年比
火災	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	+1
救助	0	0	0	0	1	0	0	2	2	0	5	-2
救急	12	6	13	8	14	11	18	26	10	11	129	+10
計	13	6	13	8	15	11	18	29	13	11	137	

救急種別件数 (29年)

(単位：件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	割合
急病	417	325	365	342	367	338	402	414	338	366	3,674	65.00%
交通	53	49	45	41	54	54	59	52	43	37	487	8.62%
一般	71	89	73	97	82	76	87	74	66	101	816	14.44%
その他	65	55	57	58	78	75	73	81	58	75	675	11.94%
計	606	518	540	538	581	543	621	621	505	579	5,652	

救急程度別搬送人員 (29年)

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	割合
軽症	292	249	241	196	262	197	268	276	216	221	2,418	45.52%
中等症	233	201	236	286	246	267	275	279	217	264	2,504	47.14%
重症	46	25	24	29	30	40	32	33	37	33	329	6.19%
死亡	4	10	13	3	6	5	4	2	5	9	61	1.15%
計	575	485	514	514	544	509	579	590	475	527	5,312	

ドクターヘリ使用状況 (29年)

(単位：件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
ドクターヘリ	1								1	1	3

海老名市、座間市及び綾瀬市救急業務相互応援協定に基づく応援受援状況 (29年) (単位：件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
座間市応援	48	39	25	11	18	19	20	18	17	16	231
座間市受援	20	14	16	15	15	15	21	19	13	20	168
綾瀬市応援	17	25	24	18	22	12	37	17	19	25	216
綾瀬市受援	33	31	19	18	14	21	22	25	13	11	207

海老名市消防運営審議会条例

昭和 49 年 10 月 4 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、海老名市消防運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて消防行政の運営に関する重要事項を調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人で組織する。

2 委員は、知識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。